

不妊治療・妊娠出産専用ローン

すくすく応援プラン

新しい命を迎えるためのサポートをします

変動金利型

借入
金利

年3.75%

※毎年4月1日と10月1日に見直しを行い、
5月、11月の約定返済日から適用されます。
詳細は裏面「金利変動」をご確認ください。

借入金額

10万円以上300万円以内 (1万円単位)

借入期間

6か月以上10年以内 (6か月単位)

本人または家族（配偶者、親子含む）に関する以下の費用にお使いいただけます

不妊治療・不育症に関連する費用

（検査、投薬、治療など）

※男性の不妊治療の適用も可

ご用意いただくもの

- 不妊治療診断証明書等
- 医療機関名記載の不妊治療連絡カード（不妊治療実施済の場合）
- 各地公体における不妊・不育に関する支援制度の助成金決定通知書等

※すべて3カ月以内に発行されたもの

妊娠・出産に関連する費用

（検査、入院費など）

ご用意いただくもの

- 母子健康手帳

※お子様お一人につき1回限りで、母子健康手帳交付から3年以内のもの

※借入金額が50万円を超える場合「資金使途および所要金額の確認ができる資料」が必要になります。
例）診療費用明細書、請求書、領収書、不妊治療等助成事業受診等証明書

(2025年12月2日現在)

ひめぎんフリーローン すくすく応援プラン

(不妊治療・妊娠出産専用)

お借入期間	6か月以上10年以内(6か月単位)
お借入利率	窓口でお尋ね下さい。
お借入金額	10万円以上300万円以内(1万円単位) (同一の債務者の方につき、合計300万円までとなります。)
金利変動	変動金利(詳しくは窓口にてお尋ねください) ・みずほ銀行が公表する「長期プライムレート」の変動に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げまたは引き上げられます。 ・利率見直しの基準日は毎年4月1日、10月1日とし、新利率の適用は翌月5月、11月の約定返済日とします。 ・2025年4月1日時点の「長期プライムレート」は2.35%です。
ご利用いただける方	(1) お申込時満20歳以上の方 (2) 勤務年数・営業年数は問いません。 (3) 安定・継続した収入がある方(嘱託・パート・年金受給者・専業主婦の方を含みます。) (4) 当行の営業区域内に居住されているまたは勤務されている方 (5) 株式会社愛媛ジェシービーの保証を受けられる方
お使いみち	ご本人またはご家族(配偶者、親、子含む)に関する以下の費用となります。 (1) 不妊治療・不育症に関連する検査、投薬、治療費用(男性の不妊治療も可能です。) (2) 妊娠・出産に関連する費用(検査・入院費用など) ※配偶者の方の場合は同一住所にお住いの確認、また親子の場合は戸籍等で親子関係の確認を行います。
担保・保証人	不要です。(保証人については場合によってお願いすることがあります。)
ご返済方法	(1) 元利均等月賦返済(ボーナス返済併用可)・・・利息後取り (2) 返済日・・・毎月5日
返済試算額・金利情報	店頭やホームページで返済額を試算いたします。
手数料(税込)	(1) 一部繰上返済・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料 (2) 繰上完済 ※返済元金100万円未満または金利年10%超の場合・・・・・・・・・・無料 ※返済元金100万円以上かつ金利年10%以下の場合・・・・・・・・・・5,500円 (3) 上記(1)および(2)以外の条件変更(返済期間、返済日等)・・・・・・・・・・5,500円 (ただし元金残高100万円未満または金利年10%超の場合は無料) (4) お借入事務手数料(新規実行時) ・30万円未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料 ・30万円以上返済期間1年未満・・・・・・・・・・無料 ・30万円以上返済期間1年以上・・・・・・・・・・1,100円 (ただし利息制限法により無料、減額となる場合があります。)
ご用意いただくもの	(1) 本人確認資料 「マイナンバーカード」または「運転免許証」のどちらか1点の原本をご提出ください。なお両方ともお持ちでない方で運転経歴証明書(2012年4月1日以降交付のもの)をお持ちの方は、そちらの原本をご提出ください。 (2) 所得確認資料 原則不要です。(場合によってはお願いする事があります。) (3) 使用印鑑 来店時に普通預金口座のお届出印が必要となります。 (4) 資金使途確認資料 資金使途および所要費用が確認できる書面の写し(診療費用明細書、請求書、領収書等) ※お借入金額が50万円以下の場合は、下記の書類で代用可能です。 ① 不妊治療・不育症に関連する検査・投薬・治療費用 不妊治療診断証明書等、医療機関名記載の不妊治療連絡カード(不妊治療実施済の場合)、 各地公体における不妊・不育に関する支援制度の助成金決定通知書等 ※すべて3か月以内に発行されたもの ② 妊娠・出産に関連する費用(検査・入院費用など) 母子健康手帳 ※お子様一人につき1回限りで、母子健康手帳交付から3年以内のもの)